



- 必 読 -

**日本郵政公社の民営化に伴う日本郵政公社  
共済組合組合員証の変更について**

日本郵政公社が平成19年10月1日から民営化されたことに伴い、日本郵政公社共済組合が、日本郵政共済組合として新たにスタートし、全国13箇所にあった支部が統合され、組合員証についても新しい組合員証に変更されることとなりました。

10月1日以降適用される新組合員証（「平成19年10月1日交付」と記載）への変更については、9月上旬より順次変更手続きを行い、新組合員証を交付するとともに、旧組合員証が回収されているところです。

そのため、9月中に新組合員証を持参の上、医療機関を受診している組合員がすでに存在し、現場の医療機関において混乱が生じている状況にあります。

そこで、日本郵政公社共済組合においては、社会保険診療報酬支払基金と協議の上、9月中に新組合員証により医療機関を受診した場合の請求等について、下記のとおり取り扱うこととなりましたので、お知らせします。

記

1. 共済組合員証の切り替え（概要）

1) 新旧組合員証の形状等の主な変更点

	材 質	形 状	色	交付状況
旧組合員証	紙	三ツ折	もえぎ色	原則世帯に1枚交付
新組合員証	プラスチック	カード型	水色	被保険者に各1枚交付

2) 記載内容等の主な変更点

保険者番号

全国13の番号を「3 1 1 1 0 2 8 1」に統合する。

（日本郵政公社共済組合関東支社支部の保険者番号を継承）

記号番号

従来から記号はない。

番号は、従来の7桁番号の先頭に「0」を付した8桁に変更となる。

3) 新組合員証発行機関および所在地等

担当部署 〒330 - 9797 さいたま市中央区新都心3 - 1

日本郵政公社共済組合（首都圏福利厚生センター）

電話番号 048 - 600 - 1061

11月度請求書（10月診療分）

提出期限

基金 10日（土）

午後5時まで

国保 10日（土）

午後5時まで

\* 4月から窓口点検が廃止されています。（詳細は2月15日号および4月15日号保険医療部通信参照）

労災 12日（月）

午後5時まで

提出期限にかかわらず、お早目にご提出ください。

2. 新組合員証で受診された9月診療分の取り扱い

1) 継続受診中の組合員が新組合員証を提示した場合

継続して受診されている組合員の方については、9月診療分においても従来の記号

番号および保険者番号により診療報酬の請求を行う。

2) 新組合員証により新規受診された場合

提示された組合員証の保険者番号、組合員の所属する地域に拘らず、医療機関の所在地に応じて、下記の保険者番号により診療報酬の請求を行う。

被保険者の記号番号については、記号は従来から記載がなく、番号は先頭の「0」を除いた下7桁の番号が従来の番号となる。

ただし、旧組合員証の保険者番号、記号番号による請求があった場合など、保険者番号と組合員番号が不一致であっても、保険者番号等に係る事務点検による返戻は行わない。

北海道	3 1 0 1 1 1 0 9	
東北	3 1 0 4 0 3 3 0	(青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島)
関東	3 1 1 1 0 2 8 1	(茨城, 栃木, 群馬, 埼玉, 千葉, 神奈川, 山梨)
東京	3 1 1 1 0 3 6 4	
信越	3 1 2 0 0 1 7 3	(新潟, 長野)
北陸	3 1 1 7 0 1 8 6	(富山, 石川, 福井)
東海	3 1 2 3 0 3 8 6	(岐阜, 静岡, 愛知, 三重)
近畿	3 1 2 7 0 3 5 8	(滋賀, 京都, 大阪, 兵庫, 奈良, 和歌山)
中国	3 1 3 4 0 3 4 2	(鳥取, 島根, 岡山, 広島, 山口)
四国	3 1 3 8 0 1 4 0	(徳島, 香川, 愛媛, 高知)
九州	3 1 4 3 0 2 1 8	(福岡, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島)
沖縄	3 1 2 7 0 4 9 9	

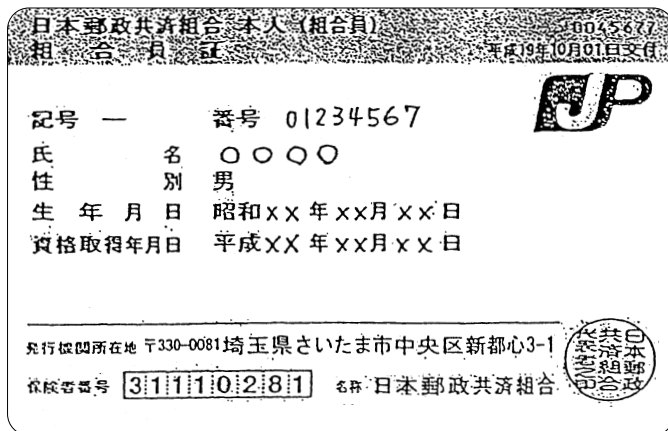
3) 10月1日以降の旧組合員証の取り扱い

10月1日以降であっても、手続きの関係上、旧組合員証により受診される組合員が出てきた場合は、旧組合員証の保険者番号、記号番号等による請求であっても、平成19年12月診療分の請求までは、保険者番号等に係る事務点検による返戻は行わない。

4) その他

9月中の新組合員証による取り扱いについては、日本郵政公社共済組合のホームページ (<http://www.yuseikyosai.or.jp/>) Topics「9月中の新共済組合員証(カード)の取り扱いについてのお願い」 (<http://www.yuseikyosai.or.jp/information/request.html>) においても確認が可能。

新証      カード型      水色



## 〔 塩酸メチルフェニデート(リタリン)その他向精神薬の 適正使用, 処方せんに係る疑義照会の徹底等について 〕

今般、厚生労働省医薬食品局長から塩酸メチルフェニデート(リタリン)その他向精神薬の不適正な使用、偽造処方せん等による不正入手等が報告されており、下記の点について、通知がありましたので、お知らせします。

なお、本件に関連して、処方せん中の疑義事項について薬剤師法に基づき薬局からの照会があった場合には、特段のご配慮をお願いします。

### 記

#### 1. 向精神薬の適正使用について

- (1) 効能または効果、用法および用量、使用上の注意等を踏まえ、適切な診断等を行った上で処方を行うこと。特に薬物依存の発現状況について十分な観察を行うこと。
- (2) 塩酸メチルフェニデート(リタリン)の効能または効果、用法および用量、並びに依存性に関する使用上の注意は以下のとおりであるので、特段の留意を願いたいこと。

#### 【効能または効果】

ナルコレプシー

抗うつ薬で効果の不十分な下記疾患に対する抗うつ薬との併用

難治性うつ病、遷延性うつ病

#### 【用法および用量】

ナルコレプシーには、塩酸メチルフェニデートとして、通常成人1日20～60mgを1～2回に分割経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減する。

難治性うつ病、遷延性うつ病には、塩酸メチルフェニデートとして、通常成人1日20～30mgを2～3回に分割経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減する。

#### 【使用上の注意】(依存性に関する部分抜粋)

##### 重要な基本的注意

- ・連用により薬物依存を生じることがあるので、観察を十分に行い、用量および使用期間に注意し、特に薬物依存、アルコール中毒等の既往歴のある患者には慎重に投与すること。